

平成19年6月22日

1.出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里已
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係長 松尾和久
議事係員 森正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	末	次	隆	裕
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	松	尾	茂	樹
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	藤	崎	勝	行
北	方	支	大	石	隆	淳
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	田	代	裕	志
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	角			眞
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員事務局	局長		山	下	眞	琴
農業委員会	事務局	長	森	山	義	秀

議 事 日 程 第 7 号

6月22日(金)10時開議

- | | | |
|-------|------------------------------|---|
| 日程第1 | 第6号議案 | 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第2 | 第7号議案 | 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第3 | 第8号議案 | 武雄市税条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第4 | 第9号議案 | 平成19年度武雄市一般会計補正予算(第2回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第5 | 第10号議案 | 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第6 | 第11号議案 | 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第1回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第7 | 第12号議案 | 平成19年度武雄市水道事業会計補正予算(第1回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第8 | 第13号議案 | 武雄市総合計画基本構想について(武雄市総合計画基本構想審査特別委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第9 | 第14号議案 | 東川登小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結について(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第10 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第11 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第12 | 閉会中継続調査申し出について(各委員会調査事件)(議決) | |

開 議 10時

議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第1号及び諮問第2号を追加上程いたします。

ここで22番平野議員の一般質問及び29番黒岩議員の議案質疑に対する執行部の答弁について訂正の申し入れがありますので、これを許可いたします。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

おはようございます。6月8日の一般質問、1日目の平野議員及び6月14日の議案審議時の黒岩議員の質疑に対する答弁について誤りがありましたので、おわびと訂正をさせていただきます。

保険証の未交付は244件でございます。これは全件、滞納による短期保険証の対象世帯でございます。滞納になっています国民健康保険税を少しでも納付していただくため、保険証の更新時に納税相談を実施し、その後に保険証を交付するようにはいたしております。その通知を普通郵便で郵送しておりますが、納税相談に応じただけの方と短期保険証の有効期限が過ぎた方が244件という数字になっておるところでございます。そのうちの10件が転居先不明ということでございます。

なお、きょうお手元に平成19年5月現在の数値を配付しておりますので、資料のとおりになっているところでございます。

なお、配達証明の答弁の件でございますけれども、国保加入者の方の保険証の更新時に保険証は重要なものでございますので、本人に確実に届くよう配達証明の郵便で送付をいたしておるところでございます。その戻ってきた分の保険証と短期保険証書の未交付分と混同して答弁をいたしておりました。

以上、おわびと訂正をいたします。

議長（杉原豊喜君）

議長の諸報告をいたします。

建設常任副委員長から本会議の付託案件外でありますけれども、委員会の冒頭に委員会の運営について委員長解任決議案が出され、委員長除斥の上、裁決の結果、賛成少数により委員長解任決議案は否決された旨の報告がなされましたので、御報告をいたします。

それでは、付託しておりました各議案の審査終了の報告が、各常任委員長及び武雄市総合計画基本構想審査特別委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次委員長の報告を求めていきたいと思っております。

〔29番「議長、議事進行について」〕

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただいま議長のほうから常任委員会の解任決議案の報告を淡々となされたわけでございますけれども、それだけではどうしても中身的にわからずに、これを出すことによって、やっぱり議会正常化という考えが出ておりますし、一つ間違えば、出した人は懲罰にかかったり、いろんなことがあるわけですね。だから、議長にお許しいただきたいんですけども、決議

案が出て、もちろん不採択で、可決されませんでしたけど、その案を事務局の手から皆さんに配っていただくということをしていただけないでしょうかと思うんですけども、そうしなければ、文書だけですからね。委員会に出ているから、私が勝手に配ってもいいんですけども、しかし、そうじゃなくて、やっぱりこうやったんですよと、ある程度知らせなければ、何だったのかと疑心暗鬼が起こりますので、せめて決議案の内容については事務局から配付していただきたいと思いますが。

議長（杉原豊喜君）

ただいまの29番黒岩議員の議事進行について、議会終了後、議員連絡会を開催いたしたいと思います。その折に配付をさせていただきたいと思いますので、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしく願いたいと思います。

日程第1．第6号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

おはようございます。今期定例会におきまして、本委員会に付託されました第6号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の中の非常勤の職員の報酬を改定するもので、施行期日を平成19年7月1日としており、7月に実施される参議院の選挙から適用されるとの説明を受け、主な質疑として、今回の改定は国の基準に準じているのか、また他の自治体でこの基準と違うところもあるのかとの質疑に対し、本市は国の基準に準じているが、そうでない自治体もあるとの答弁がなされ、採決の結果、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第6号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第6号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2．第7号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長
総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今期定例会において、本委員会に付託されました第7号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は雇用保険法等の一部改正に伴い、本市の失業者の退職手当の受給資格の要件を改正したいとの説明を受け、特段質疑もなく、採決の結果、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第7号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第7号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3．第8号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長
総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今期定例会において、本委員会に付託されました第8号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、条文の整備を行うもので、法人課税信託の引き受けを行う個人で市内に事務所または事業所を有するものに信託財産から生じる所得に対して法人税が課税されるものとの説明を受け、主な質疑として、これまでの個人に所得税が課せられていたが、所得税と法人税の両方課税されるのかとの質疑に対し、施行後はどちらも課税対象になるとの答弁がなされ、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第8号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第8号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4．第9号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をしておりましたので、最初に総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今期定例会において、本委員会に分割委託されました第9号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について、審査内容と結果について御報告をいたします。

歳入歳出それぞれ各項目ごとに補足説明を受け、主な質疑としては総務費1項7目の災害対策費の地域安全安心ステーション整備モデル事業補助金で、この事業は単年度事業なのか、来年も継続されるのかとの質疑に対し、今回、3地区が該当し、来年以降も継続されると思うが、佐賀県内の枠が限られているので、今後も防災化への組織づくりをさらに進めて、この事業の補助に該当するように努めていきたいとの答弁がなされたところでございます。

また、総務費2項2目の空家バンク管理運営業務委託料で、空き家入居希望者に事前にその地区の情報を提供することが入居後のトラブル防止にもなるのではとの質疑に対し、区長を通じて入居希望者に事前に提示するとの答弁がなされ、採決の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ページは8ページですかね。空家バンク管理運営業務委託料、ただいま空き家の情報を知らせるためというような話を聞きましたけれども、委託料の620千円ということでございます。もう少し中身的ですかね、内訳的に審議があつておれば聞きたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

申しわけございませんが、中身についての説明はございました。私が今、手元にそれをちょっと持ってきていないものですから、今ちょっとはつきりしたことがわからないんですが、後だってではだめでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	10時14分
再	開	10時20分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

お答えいたします。

ちょっと詳細にわたっておりましたので、今調べました。それで、この620千円の内訳でございまして、家屋情報の運営業務ということで、ホームページ等の更新並びにホームページを運営する部分で409,500円、それと空き家調査委託で、これは20千円の10戸ということで210千円ですかね。合計の620千円ということになります。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

620千円が大き過ぎるという感じで言っているんですけども、ホームページが400千円ですかね。今、非常にいやし風といいますか、空き家対策といいますか、例えば「木漏れ日漏れる」と書いた田舎売り、いろんな任意団体があるんですよね。そういうところと提携すれば簡単に、ただとはいいいせんけど、ほとんどただで今できる状態があるんですね。そういうことについては、委員会としては言及されていないんですか。

議長（杉原豊喜君）

川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

済みません、ちょっと内容が今よくわからなかったんですが。済みません。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

620千円というのは大金でございますので、ほかの方法でももっと広くするのがいっぱいありますので、そういうところについては、委員会として話があったかなかったかと。なかったなら、なかったで結構ですけどね。もっといろいろありますから、ただでできるのはいっぱいあるんですよ。先ほど申しましたように、佐賀県の木漏れ日漏れるまちだということで、行ってみたら、もう八幡岳てっぺんやったとかですね。しかし、それでも千葉県から来られたんですよ。そういういやしの時代ですので、非常に空き家をこっちの感覚じゃなくて中央的感覚でやれば、田舎が今物すごく売れているんですよ。だから、そういうところに乗っていけば、むしろ620千円もかけずにやれる方法があるはずですから、委員会としてはそういうところに話はなかったんですかと聞いておるところです。

議長（杉原豊喜君）

川原総務常任委員長

総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

お答えいたします。

ほかのところについてという質疑は特段ございませんでした。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。本定例会において分割付託されました第9号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第2回）についてでございます。

慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査について少し説明申し上げます。

歳出の方で、第6款1項・農業費、3目の農業振興費のレモングラスについて、これについては旅費並びに需用費について職員の出張の数や滞在日数、また目的についてどういうものかということの質問がありました。そこで執行部からは、職員の数には2名で日数は5日間、1人は栽培について 苗の調達ですかね。それともう1人は、レモングラスの加工に対する研修ということでございました。また、この需要費の分につきましては、苗代の4,000株の値段ということでございました。

次に、第7款・観光費ですけれども、ことしの11月1日から30日までの1カ月間において、T A I Z O + T A K E O展が開催されるということで、これについても広告宣伝、賞品、入場料設定や補助金についての質疑がありました。これに対して、お客さんがすごく多く参加していただくということで、一応九州一円に広告宣伝をするということでございました。ま

た、賞品につきましては、武雄市の特産品を賞品に回すということでありました。

また、今回の観光振興基金からの6,000千円については、金の流れは観光協会に補助をし、その観光協会が今月の末に実行委員会を組織されるということで、そこに観光協会から委員会のほうにお金を回すということでした。また、その委員会においていろんな検討をなされるそうですけれども、現在のところ、入場券につきましては800円と2千円のプレミアム券を発売して収入に充てるということでございました。

また、九州産業経済局にも補助金の申請をしておりますけれども、現在のところ確定はしていませんので、金額的にはわからないということでした。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。報告いたします。

本委員会に分割付託されました第9号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第2回）についてでございますが、本事件につきましては慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

審査の内容を若干説明申し上げますと、まず まずといいたしでしょうか、これに終始したわけですが、10款・教育費、5項・社会教育費の4目、図書館費の減額でございます。内容を申しますと、当初予算を計上するときに予算を組む段階で、事業について徹底した検討がなされ、積み上げをされたと思うが、部長決裁を得て、市長決裁を得て、この事業をしなくなったということで減額になったわけですが、この背景を明確にするよう意見が出されました。そこで執行部の説明といたしましては、今議会の中での谷口議員からの一般質問で市長の答弁のとおり、武雄市により多くの観光客を集めるという視点からすると、戊辰戦争のことをテーマにした企画展よりも、T A I Z O + T A K E O展という企画展に変えたほうが集客面でのメリットがあるということで判断。確かに当初予算では戊辰戦争展を開催するというようなことで経費を計上していたが、その後、事業の政策評価の見直しをする中で検討した結果、あれもこれもというようなことで事業ができないというようなことで、T A I Z O + T A K E O展に一点集中をせざるを得ないという考え方から今回の補正になったという説明を受けたところでございます。

予算の立て方として、当初予算をもっとしっかり議論をして組み替えをしていかないといけない。政策評価は当初予算を組む段階で行わなくてはならない。今後、趣旨、目的をきち

んと裏づけをとって議会提案をすべきではないかというような指摘、意見も出されたところ
でございます。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

まず、私は総括質疑で質問しておりましたので、同じ教育費ですけれども、地域コミュニ
ティー活性化事業費補助金ですね。これについて私は総括して質疑しておりましたので、専
門委員会してどのような質疑をなされたのか、お伺いいたします。

そしてまた、社会史ですかね、戊辰戦争、私は歴史のことよくわからんですけれども、結
局は社会教育上、どうしても必要だということで3月に決められたんですよね。それは何で
2者選択になるのかですね。戊辰戦争と わかりませんが、日露戦争だったと。やっぱり
日露がよかったというなら、同じ社会教育上、まだわからないでもないです。それが、ほ
かのと2者選択。それは執行部のほうはやっぱり全体の枠がありますから、金額的にやはり
これを削られんか、あれを削られんか、やりますよ。しかし、専門委員会として、これは必
要だということで3月に決められたんじゃないですか。委員会は、じゃあ、そのことについ
て3月は間違いだったという結論になったんでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

まず、前段の質問でございますが、1点目につきましては、今先ほどの教育費にかなり時
間を割いて、先ほどの地域コミュニティーのことにつきましては審査がなされなかったとい
うのが報告でございます。審査されませんでした。済みません。（352ページで訂正）

それと、2点目につきましては、一応政策見直しの中で、やはり財布は一つだからという
ふうなことで、どうしても2点をするというのは物事が中途半端になってというようなこと
で、一点集中をせざるを得なかったというのが執行部の答弁でございます。戊辰戦争につ
きましても、来年が本来の140周年といいましょうか、そういうようなことになっており
ますので、まだ検討の余地は残っているような旨も部長の答弁としてはありました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 10時33分

再 開 10時35分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

先ほどの1点目の質問に対しまして、私の報告がちょっと言葉を間違えておりましたので、訂正をいたします。というのは、先ほどのコミュニティーに関しまして審査をしなかったということでございますが、その言葉は正しくありませんでしたので、審査といいますが、それに関しまして意見が出されました。そのようなことで、これを配分といいますが、その金額を各地区に決めるときに、定額ではなくて人口、そしてまた、その地区の面積等も考慮して配分をしていただきたいというような意見を出されたところでございます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

1点目ですけれども、人口要件、あるいは地域要件ですか、いろいろ勉強したという意見が出されたと、もし、それでまとまっていれば、これは委員会として修正すべきことじゃないですか。

それと、もう1つ、先ほどの、戦争のことよくわかりませんが、戊辰戦争のことについては、今回減らして来年またする。そんな切ない話ないんじゃないですか。いや、そう言われたでしょう。来年が当たり年なので、来年見直すかわからんと。私が問題にしているのは、今、問題を言われているのは、委員会が違うといいますがけれども、たとえ私が今建設で、今度総務に行っても、ちゃんと総務の歴代のことは守りますよね。だから、そのときはそがんじゃないかった、あつたは関係ないんですよ。今係っていることが社会教育上というですかね、4,940千円ですか、やっぱりこれは必要だということで提案され、それを議会として後討論で言いますがけれども、議会としてちゃんとそれを確認しとって、いんにゃ、今度は要らんやっぱいと決めたのは、執行部は削ったりしますよと。だから、専門委員会として自分にかかったことを、じゃあ要らんよという根拠はどこにあったのかと聞いておるわけですから、なかったらなかったでいいですよ。

議長（杉原豊喜君）

末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

割愛された分に対して、必要でなかったという、そういう答弁はありませんでした。2点を並行してはできないというようなことで一点に集中したという……

〔29番「違う違う、おれが言いよるとは違う。委員会としてどんなふうにしたかと言っている。そのの……」〕

はい。それは一点集中がそのとおりというようなことで、やはりその中では意見も出されました。やはりT A I Z O展のほうが今の観光を柱とした政策の中ではそれが効果があるだろうという意見も出されて、そういうふうになりました。

それと1点目のコミュニティーの分に対しましては、執行部からの結論的にそういうふうにするというとか検討しますという意見は出ませんでしたけれども、要望としてそういうふうなことも出たところでございます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

もう、これ以上論じたくありませんけれども、執行部から任されて専門委員会でするわけですね。だから社会教育というのは建設常任委員会ではないんですよ。だから、専門委員会としてそれは独自に、執行部はこが言いうたじゃなくて、それに対してどうだと判断するのが専門委員会であるし、それがまとまれば、私はなるだけ専門委員会の意見を重視したいと思っていますんですよ。だからさっき、今言った900千円については、そういうのはおかしいということであれば、当然修正せにゃいかんし、おかしいと言いながらそれを認めることは、委員会として大変なことになるわけですよ。

だから、執行部が言うのと議会とはいつも両輪のごとくですから、委員会としてどういう考えをしたかということですから、もういいですけども、答弁に執行部が言ったからという話はやめてほしい。委員会でこう判断したんだということ、もし私が言うことと違うことがあれば、今の戊辰戦争のこと、あるいは地域コミュニティー活性化補助金の900千円ですね。100千円ずつでしょう。このことについて、もし私が言っていることが間違ったら、委員会としてこう考えたということ、ちゃんと出していただきたい。それじゃなかったら、さっきの答弁と繰り返しだったら、もう要りません。

議長（杉原豊喜君）

末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

今の質疑でございますけれども、答弁としては先ほどの答弁と同じになりますので、委員長報告を終わりたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

おはようございます。本定例会におきまして、本委員会に付託されました第9号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第2回）の分割でございますが、これは8款の4項5目、緑花整備費というところでございますが、公園遊具の修理ということになっています。補修とか腐食の対策とか、そういうところでございます。これは今後、安全面とか遊具のチェックですね。安全面に対してのチェックをさらに強めていただきたいということと、今、公園管理というのが教育委員会とか都市計画課、まちづくり課、観光課とか、管理がいろいろ複雑であると。そこをもっと複雑じゃなくて単純化、一本化すべきではないかという意見と指摘、それに申し入れがありました。これは予算とは別ですけど、そういう申し入れを含めて原案どおり可決すべきものであると、全会一致で決定したことを御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて第9号議案に対する質疑をとどめます。

第9号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

第9号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について、私は2点について反対いたします。

1つは、地域コミュニティ活性化事業費補助金のあり方についてでございます。

武雄市総合計画基本構想の中で基本理念として旧武雄市、山内町、北方町の3つの地域の特徴を生かし、地域格差が生じないよう均衡ある発展を目指しますとうたっております。また、特別委員会の審査過程で、今後10年間の総合計画の基本理念として執行部からは合併時の精神、つまり1市2町は対等である。旧武雄市と山内町、北方町は対等であるとの再確認がされたところでございます。

しかし、この補助金を見てみますと、旧武雄市の7町に山内町、北方町を加えて9つの町とし、それぞれ同じ補助金が出されております。対等というならば、旧武雄市、北方町、山内町、それぞれ3分の1の補助にすべきだと思います。百歩譲っても人口比率で補助すべきであります。配分の積極的な理由もなく、ただ単に町名だけで分けたということであれば、まさに言語道断、絶対に容認されるものではありません。金額の大小にかかわらず、このような安易な考え方を許すなら、山内町や北方町の市民は何のために合併したのか、吸収合併ではないのか、山内町や北方町の市民代表として選出された議員は何を考えているのかなど

の非難を受けることは火を見るより明らかであります。そしてまた、この補助金のあり方は屈辱的なものと憤りを禁じ得ません。将来に禍根を残さないためにも考え直すべき予算であります。

私の2つ目の理由は、先ほど質疑の中で明らかにしましたけれども、議決の重みについてでございます。具体的には社会教育費4,640千円の減額についてでございます。

これは戊辰戦争の特別企画をやめるというものですが、ほんの数カ月前の3月定例議会に、社会教育上、絶対必要なものとして予算計上されたものであります。議会としてもその必要性を認め、満場一致で可決したところでございます。また、聞くところによれば、3月前も準備期間としての予算消化もあったようにも聞いております。

今、私が問題にするのは、一事不再理の原則からであります。一度決定したものは、再び審理しないという原則論でございます。もちろん議会は裁判所と違い、一事不再理は適用しませんが、議決機関として、あるいは人間として、1つの事案に2つの結論を出すような愚直な考えは到底容認できないものであります。議会の信頼性、議会の権威を大きく失墜するものであります。市民の負託を受けた議員として、3月議会で審議の結果、社会教育上これは必要だと可決したその責任と重みを忘れてはならないからであります。まさに朝令暮改の委員会の結論は、チェック機関としての機能を欠くばかりか、住民からは執行部の言いなり、風見鶏、ちょうちん議員の汚名を着せられても何ら反論できるものではありません。もし、戊辰戦争の企画が必要だと思う議員がおられるならば、執行部提案の減額に対しては毅然たる態度で反対すべきであります。

以上、対等合併の精神や一事不再理の精神を忘れるべきでないとの警鐘を乱打し、反対討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

9番（山口良広君）〔登壇〕

私は29番議員の2つに対する賛成討論をしたいと思っております。

まず、第1点、地域コミュニティ活性化事業費補助金に対する件です。

このことは公民館活動という中で、地域が今大事になされているわけです。その公民館活動を見ますと、人件費を除けば大半のものが公民館活動は地域の町民の浄財で行われております。その中で、今回100千円という金額的には少額でありますけど、地域活動、公民館活動に使ってくれというふうな中での事業費の交付です。補助金です。これが充実していく中で地域活動が大きく発展するためには大事な補助金だと思っています。委員会の中でもこの配分の仕方に対してはいろいろ議論がありました。人口比でやるべきか、地域比でやるべきか、いろいろありますけど、補助金がまずできたというものが私は大事なスタートではないかと思っています。その点を考慮し、この点に対して賛成の立場で討論します。

第2点です。特別企画展の予算です。

当初予算の段階では開催を予定し、所要経費を計上していたのを、その後、企画展を別の形で開催をということで変更になり、減額するという提案です。3月議会や、私の所属する福祉生活委員会の委員会審査の中でも、教育部の企画展の内容の審査や説明は受けなかったと思っております。そんな中で、今回、所管が変わったことでの減額修正の提案がなされたわけです。今まで、先ほど29番議員からも予算の組み替えに対する指摘がありました。確かに予算計上の仕方など事務的な問題はあったと思います。その点はしっかり今後、事務事業評価の検討をされ、当初予算を組む段階で十分議論されることが大事と思うわけです。今後、その点を配慮し、配慮されたいと思っております。それを執行部に強くお願いしたいと思っております。

また、私たち議員は行政執行に対する審査、審議することも大事だと思います。それと同時に市民福祉、市民生活向上の道を審議することも大事だと思っております。その点を踏まえ、2つの企画を所管の常任委員会の違いでトータル的には内容を審査することはできませんでした。しかし、今、武雄市は武雄により多くの観光客等を集めることを視点に、どちらが市内一円に集客のメリットかを考えたところ、中途半端にはしたくないという考え方で今回の補正予算が提案されました。その点を考慮し、私は賛成の立場で討論をしました。どうぞ議員各位の御賛同をよろしくお願いし、私の賛成討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

私は9号議案、教育費の項につきまして、補正予算に対する反対討論をいたします。

先ほど29番議員からも討論がございましたけれども、確かに今日の厳しい財政状況の中で、地方自治として福祉や教育や観光など、そういう施策をする場合に、あれもこれもでなく、あれかこれかの必要性があるというふうに市長は申されます。今回の企画展、戊辰戦争歴史展と一ノ瀬泰造企画展が計画されましたが、この中で一般質問でも答弁がありましたが、企画展を同時に開催するには無理がある。さらには事業を行う場合には税金を使うために失敗は許されないとか、気分や思いでの企画事業はできないとか言われてきました。

先ほども9番議員からも討論がありましたけれども、いわゆる集客力の面で実は評価がされています。民間手法的なものとして、利益やもうけがある事業には投資をするが、集客、もうけのない事業には、率直に言って事業を取りやめると。事業を中止、変更することも必要であるというふうに言われてきました。今回、先ほど9番議員申されましたけれども、実は3月議会の中で一般会計当初予算に、実は予算の項として特別企画展の条項が網羅されています。金額は別にしても、報償費等々が掲載されています。当初予算の19年度の中で、実は予算計上をされています。問題は、税金を有効に活用することはだれでもが認めます。

今回の事案として、平成19年度一般会計当初予算の中では、実は一般財源として計上をされていますけれども、今回のT A I Z O + T A K E O展の予算としては、実は観光費の中で観光振興基金から繰り入れされています。

そういう中で、実は2つ問題点で反対したいわけですが、1点目は先ほど29番議員も申されました。実は、当然執行部は御存じですけれども、地方自治法施行令第150条には、予算の執行及び事故繰越しとして、「普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。」。1項として「予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。」、いわゆる必要性。「定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。」。3つ目に、「歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。」。当然この地方自治法施行令第150条に基づいて予算の執行はされているというふうに思い、今回、3月の一般会計当初予算を提案する場合には、前段から積み上げて、最終的に議会に提案をされ、その議会の承認を得て、実は予算として計上されていると思います。

これは先ほど29番も申されましたが、昨年9月の議会の中で、公用車、市長車の購入の件でも実はこの議論をされました。いわゆる議会の権威の問題、議決の効力のあり方、その重みについて、実は指摘をされました。その点執行部は当時、今後問題がないようにやっぱり対応したいというふうなことを言われていました。そういう部分の議会議決の効力とその前段の予算の必要性のあり方、予算の組み方なり、提案の仕方等々を見た場合に、率直に言って問題があると言わざるを得ません。

2つ目に事業の比較論です。

教育事業と観光事業が率直に言って、今回あえて分ければわかると思います。教育事業と観光事業を取り組む場合に、民間手法を導入し、事業の効果、いわゆる集客力とかその営業効果とかいう部分の判断と、いわゆる教育的視点で直接的な収益はないかもしれないが、これまでの戊辰戦争の歴史的な評価や問題点、そういう歴史、文化を学ぶ場としてのこの事業のあり方、それを見たときに、今回事業を企画し提案された関係者の方々なり、今後の扱いについても率直に言って不安感等も生まれてくると思います。

そういう意味では、以上2点をもちまして、今回の事案につきまして私は反対討論といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

ほかにございませんか。27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

議案に賛成の立場で発言をさせていただきます。

先ほど2人の方から、この議案の取り扱いを含めまして指摘をされております。なるほど、

そのとおりだという大変うなずける点があるわけでありませぬ。しかし、例えば具体的に出た戊辰戦争企画展の図書館費の削減の問題でありますが、確かに形としてはこちらの戊辰戦争の分の予算を削ってT A I Z O展のほうに出すというふうに見えるわけでありませぬ。これはあくまでも予算上の問題ではなからうかというふうに思っています。

といいますのは、私が考えるのは、例えば今回、図書館のほうで企画展で戊辰戦争をするという、その意味を考えたとき、まさにこの戊辰戦争というのは封建制時代から近代社会に移り変わっていく明治維新という一つの大きな節目であります。言葉で言えば革命であるというふうに思うわけでありませぬ。そういう革命の中に武雄という一つの小さな佐賀藩の中での枠でありますけれども、九州の中で薩長土肥の中の一つとして、その歴史にかかわっていった部分だというふうに思うわけでありませぬ。ですから、そういう面では、やっぱりこの戊辰戦争に武雄藩 当時は武雄藩でありますけれども、かかわっていったということは、やはりこれからの武雄にとっても、次代に残していく必要があるというふうには私は思うんです。

そういう面では、まさに秋田藩を助けるということじゃないですもんね、秋田藩とともに旧体制と戦った。その中で亡くなられた方もいるわけでありませぬので、まさに革命の中で垣根を血であがなった歴史であるというふうには思うわけでありませぬ。

もう一方、さてT A I Z O展の主人公である一ノ瀬泰造さんであります。御承知のとおり、第2次大戦の終わった後にベトナム戦争という米ソ冷戦構造の中で、まさに世界が2つに分かれてベトナム戦争、代理戦争という形でやっていく中で、そういう中で日本は参戦いたしておりませぬけれども、しかし、歴史の中でいけば大変大きなものであります。現代社会においても、またそれを規定しているわけでありませぬ。そういう中で、報道写真家としてベトナム戦争、世界の歴史にかかわっていったという、それも私はやっぱり武雄の先人としては誇るべきものであるというふうには思うわけでありませぬ。そういう意味でいくと、泰造にしる、戊辰戦争に行った私たちの先人にしる、これは両方とも、こちらがこうで、こちらがこうだというふうには私は言えないというふうには思うんです。それぞれの歴史の連脈の中でしなければならぬというふうには思うわけでありませぬ。

今回、そういう意味で、じゃあ、現実的な問題としてどうするのかということ考えたときに、泰造という問題を戊辰の部分については御承知のとおり、10数年来の歴史的な部分があります、泰造という者についても映画等がありますが、そういう面ではより身近な部分についての再度クローズアップをしていくということも一つの方法であるというふうには思うわけでありませぬ。

ですから、こちらの予算を削ったから、いや、こちらをやったからということじゃなくて、トータル的な武雄の独自性というか、何というですかね、アイデンティティーといいますかね、ちょっと英語で申しわけないですが、そういうものを生かすという意味では別に予算的な部分だけであって、その分については予算の趣旨が損なわれているというふうには、私は

決して思えないわけでありませぬ。

大変ちょっと情緒的な物の言い方でありまして、大変申しわけないですが、そういう意味で、この議案についてもT A I Z O展は大変大切であるという観点から賛成をさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

第9号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について、反対の討論を申し上げます。

新武雄市の自治体は、1市2町の合併でスタートをいたしました。その柱は対等合併であります。今回の補正予算で提案されました公民館活動費としての地域コミュニティ活性化事業費補助金900千円を計上されました。9町掛け100千円の900千円であります。さきの議案質疑でも申し上げましたが、これでは対等合併ではなく、山内町、北方町は吸収合併そのものではありませんか。見直しを求めるものであります。

この指摘に対して、先ほど末藤福祉文教常任委員長の報告にもありました。議論を通して予算の執行の見直しを求めるという報告がございました。また、29番、5番議員からの反対の討論もありましたが、それを踏まえて。

平成18年、昨年3月1日、2006年、新武雄市の自治体が新たに誕生したわけでありませぬ。そういう意味では職員の皆さんも含め、我々自身も到達する状況というのは新武雄市の新しい自治体であります。法人格を持った新しい自治体ではないでしょうか。この公民館の活動費の予算の組み方は51年前の旧武雄市、昭和29年の昭和の合併と言われるその意識の水準ではないでしょうか。私は、そういう意味では、今回議論になりました公民館活動費の考え方を、やはり法人格を持った新武雄市の自治体としての予算の執行状況に光を当てて今後運営をしていただくことを強く求めておきたいと思ひます。

もう1点。総務費で計上されました名目、地域振興費で620千円、市民活動費で400千円、これはまちづくり活動支援事業補助金で、ちょっと文言をそのとおり読みますと、市民全体の活動費かと錯覚を起こすものですが、総務常任委員会の中で質疑を議論する中で、具体的にはまちづくり活動支援事業補助金は一N P Oへの活動補助金であります。2,000千円の事業申請に対して、県が4分の3、1,600千円の補助金を出す。残り4分の1を該当する自治体、市が400千円支出する。合わせて2,000千円が一N P Oへの活動補助金として交付されるものであります。

先ほど言ひました地域振興費の600千円、空家バンク業務委託の委託料620千円、一N P Oの活動費として、例えばうがった見方で振興費と市民活動費合わせますと1,020千円あります。公民館社会教育費は900千円、片や1,020千円。そういう意味では、ちょっと疑問を感

じる。そういう意味で指摘をし、総務常任委員会で反対の意見を申し上げた次第であります。

最後に、図書館費の予算の計上で先ほど討論もありました。この件について、事の本質は、市長は3月当初予算で提案者として承知、決裁し、提案されてきたのではないのでしょうか。では、今6月の定例議会の市長演告、市長提案事項説明要旨の中に、そういう変更の文言、一つもありません。ただ、新たに6月補正で組まれた6,000千円のPRでしかありません。私は、この6月に減額したその内容について、みずからの決裁の最高責任者として市長の弁明があってしかるべきではないのでしょうか。まして、3月定例議会の中で総務文教常任委員会に付託をされておりましたが、執行者としての十分な説明もなく、その審査する議員の側にも質問しなかったという汚点がありますけれども、やはりこれだけのお金をかけて執行する側として、議会に十分な説明は当然あってしかるべきだし、それはイコール市民に対してそうした中身を十分説明するということでもあります。議会で説明することは、5万3,000人の市民に対して誠実に事業を推進する上での説明ではないのでしょうか。

今後このようなことが二度と起こらないように十分な説明を求めて、以上申し上げました点を指摘しまして、反対の討論にかえるものであります。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

この議案に賛成の立場での討論を行いたいと思います。

まず第1に、コミュニティー活動費900千円、これは合併協議会のときからあっておりました。合併協議会の中で山内町、北方町、いろいろ委員さんが出ておりました。その中で、山内町だから北方町だからという声はなかったです。周辺部という言葉が使われておりました。それはもちろん、その代表で出ていらっしゃるわけで、うちの町がうちの町がということは言いづらかったかもしれませんが、合併協議会では周辺部ということでやっておりました。私も出席しておりました。その周辺部のコミュニティー活動費、じゃあ、小さい地域はいつまでも少ない金で大きいところばかり予算配分できるのかと。そうじゃないと思います。

例えばこの武雄市、人口5万2,000人、福岡市100数十万人、佐賀市20数万人、じゃあ、佐賀市が多いから佐賀市がいっぱい予算ください。それが通るのかと。そういうのが通らないから、通らない、余り通しちゃいけない。できるだけ小さいところも同じ仕事量は一緒だから、同じことをするにも同じ量をしなきゃいけない。確かに大きいところはいろんな事業がやりたい、予算がかかるというのも十分承知しておりますし、合併協議会でもその旨発言が多々ありました。そういう中で、例えば今、国会の中でも話題になっている格差社会、そういうのも税金をいっぱい出している都市圏がいっぱいその恩恵を受けるべきだ、人口が多いところが受けるべきだと、こういうのこそ格差社会を出している原因じゃないかというのも

1つの論でございます。

そういう中で、私自身も小さい町の出身でありますけれども、何とか頑張ったい、頑張ったいという中で、この予算配分、最初の試みは、こうやって配られるとっております。さらに、その委員会の中で発言がありましたという報告の中で、これを一度試してみ、次回からはいろいろ考慮して、人口、そして面積等も考慮して、してはいいんじゃないか。ただし、今回はこれでやってみていかがでしょうかと発言したのは私自身でございます。それは先ほど言いました趣旨に基づいて発言いたしました。その周辺部というか、900千円のことに関しては、以上私はその点、賛成の立場でやっております。

次に、NPO法人の1カ所そういう形でやっているのはおかしいという反対討論がございましたけれども、数年前、NPO法というのが変わりました。NPO法の中でNPOも利益を取るべきだと、取ってしかるべき、取ってもよいというふうな見解が示されております。やられる中で、確かにぎりぎりボランティアでやっているのじゃない。ただし、地域の活性化のために頑張られる、それで十分本当にこの600千円、100何十万でできるのかといえば、それはできないもの。その中の一部を補助している。これも地域の活性化のためにやっている。そのNPOの性質自体、限界集落、いろんな言葉がありますけれども、そういうところを何とか活気づけたい。そういう趣旨でやっておりますので、これは私は適正な配分だと認識しておりますし、これは周辺部だけじゃなくて、都心の人も周辺部がそうやって地域を、そして土地を守っているからこそ、きちんとした生活ができるものだと思っておりますので、これは私は賛成の立場でございます。

さらに、図書館費の展示会の分の減額の話ですけれども、私は確かに、言われる部分でこの点は執行部も3月議会で決めたそれを6月議会で減額するというのは猛省を促したいとは思いますが、ただ一つ、武雄市の大戦略は何かと。武雄市が今から向かおうとしている中で頭に掲げている戦略は何かと申しますと、やっぱり武雄市の知名度アップ、武雄市の集客というのが大戦略の中にあります。そういう大戦略の中で、確かに戊辰戦争という文化も大切、ただし今はその戦略の中で精いっぱい集客、そして知名度アップというのを掲げようということで突き進んでいるのは皆さん御承知のとおりだと思います。

ですから、特化という言葉が使われました。企画展を特化してT A I Z O展に充てると。これは、私は市の大戦略の方向として間違っていないと思います。これは逆を言うと、もしこっちのほうがよかったなと思って変えないでいると、武雄市にとってはマイナスにしかならないわけですね。先ほど言いました執行部に猛省を促すというのは、3月議会で出して6月議会で変えるところを言っておりますけれども、逆に言えば、早く変えて武雄市に大きくプラスになるように、大戦略の一環として変わったものと私は認識しております。

いろいろ話しましたが、そういう中で、この議案に関して賛成の立場で討論いたしました。議員各位の賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第9号議案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5．第10号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第10号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてでございますが、本事件につきましては慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

内容を説明いたしますと、この補正はヘルスアップ事業委託料というふうなことで、このことは医療保険制度が変わりまして、20年4月から健康診断及び保健指導が医療保険者に義務づけられたことから、それに向けて保健指導をモデル的に実施し、来年度から事業に向けた参考にするための委託事業であるというような説明を受けたところでございます。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第10号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第10号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6．第11号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本定例会において本委員会に付託されました第11号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）でございます。

今回の補正は4月に開催された記念競輪の売り上げの増、また8月に開設予定のサテライト門川に伴う経費、また環境整備費に関する補正でございました。この件につきまして、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第11号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第11号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7．第12号議案 平成19年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

本定例会におきまして、本委員会に付託されました第12号議案 平成19年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）でございます。これは原案どおり可決すべきものと全会一致で決定いたしましたことを報告いたします。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第12号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第12号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8 . 第13号議案 武雄市総合計画基本構想についてを議題といたします。

本案に関し、武雄市総合計画基本構想審査特別委員長の報告を求めます。

吉原武雄市総合計画基本構想審査特別委員長

武雄市総合計画基本構想審査特別委員長（吉原武藤君）〔登壇〕

武雄市総合計画基本構想審査特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託されました武雄市総合計画基本構想について、その重要性をかんがみ、去る6月20日、議員全員による基本構想審査特別委員会を開催し、武雄市長の樋渡啓祐市長、副市長初め各部長、各関係課長、担当職員の出席を求め、異例の集中審査を行ったところがあります。委員各位の熱心な御討議、御協力により、無事終了、一定の結果を得ることができました。まずもって委員各位に厚くお礼を申し上げるところでございます。

さて、それでは順を追って、その経過を御報告申し上げます。

今回、武雄市総合計画基本構想は、昨年3月に1市2町によります対等合併を行い、平成19年度から28年度までの10年間を見据えた総合計画策定に向けての基本的な考えである構想を示したものであります。

少子・長寿社会が進む中、すべての市民ができる限り自立した暮らしができるように、市民のだれもが自由に社会参加し、お互いの個性を理解し、支え合うことが重要であります。武雄市は佐賀県西部地域の中核都市として、全市民が一丸となって地域格差が生じない均衡ある発展を目指すものであります。「快適・ゆとりを実感できるまち」「パートナーシップを育むまち」「想像・かがやきあふれるまち」の3つの柱を掲げ、整理をされております。本特別委員会において、今回の構想はあくまで基本構想であり、各分野ごとの課題と施策の方向性について、武雄市総合計画も、また市民から公募したイラストもわかりやすい資料を提示されております。

審査の内容の詳細については、議員全員が特別委員であることを考え、説明は省略させていただきますが、また議員各位の質疑と執行部の答弁につきましては、その重要性にかんがみ、記録整理をいたしておりますので、御承知しておいていただきたいと思います。

いずれにしましても、本議案は武雄市民の夢と豊かなふるさとづくりの基本を示したものであり、これを基本に今後市民と執行部が一体となり、その英知を絞り、立派な基本計画を実りある実施計画に進めるよう格段の努力をお願いするものであります。特に教育の充実につきましては意見が集中し、本特別委員会の附帯意見として、施策目標を数値で示すものではなく、「すべての児童・生徒に」と考慮してもらいたいと一致した意見が出たところであります。

最後になりましたが、武雄市総合計画基本構想策定に当たり、多くの皆様方の長期にわたる御苦労に対し、衷心より感謝をいたすものであります。

以上、第13号議案 武雄市総合計画基本構想につきましては、慎重審査の結果、賛成多数をもって可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第13号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第13号議案 武雄市総合計画基本構想について、反対の立場から討論いたします。

この基本構想は計画期間を平成19年度から平成28年度の10年間と定め、10年後の武雄市の目指す姿を定め、これからの市政運営の基本となる、そう言われております。この重要な武雄市総合計画基本構想の議案を正式に我々議員が受け取ったのは、6月議会が始まった6月11日でありました。追加された議案を十分な審議時間をとって、中身を深め、採決に付すというのが原則でありますけれども、20日の特別委員会での執行部の説明は10ページから成る基本構想の簡単な報告で基本構想の土台となる、議案では参考資料となっておりますけれども、この45ページにわたる内容については正式な報告はあっておりません。分野ごとの課題と施策の基本方向について、これは基本構想を裏づける重要な土台となるものであります。したがって、2つの文書は一体のものだと認識するものであります。

第1論の「やさしさと笑顔が溢れるやすらぎのまち」、この第1章 福祉、第2章 教育、第3章 保健医療の充実、市民の暮らしに密着した重要な課題であることは言うまでもありません。これまでの現状や行政の到達がどうか。そこから見えてくる課題は何なのか。施策の内容等々、現状と課題、施策の基本方向、施策の内容がそれぞれに分析され、10年後の目標が数値で示されております。この1編だけでも相当な作業を要して文書化されたものだと思います。

執行部が総合計画を議案として成案化するまでに、約7カ月を要しております。総合計画審議会を市が立ち上げて、24名の審議委員を選出し、委嘱状を交付したのは昨年10月20日であります。以来、8回の審議会が開催され、最終の構成が6月議会に入った6月6日と報告を聞いております。この間、執行部からの諮問の内容、審議の経過等については、議会としては5人の審議委員が委嘱されていたとはいえ、執行部からの何らの説明もあっておりま

せん、今後10年間の市政運営の基本をなす総合計画の策定に、議会としての責任を考えると、これでよかったんだろうかと疑問を持つ者は私1人じゃないと、そう思います。

私は、佐賀県総合計画2007、仮称ですけれども、この骨子案（たたき台）、「くらしの豊かさを実感できる佐賀県」という文書を取り寄せました。佐賀県の統括本部が平成19年5月24日に作成したものであります。これを見ますと、マスタープランですから、構成だとか趣旨目的、これは武雄市の総合計画と形は似ているものであります。初めがあって、計画策定の趣旨、計画の役割や性格、計画の期間、第1章、第2章、第3章、第4章とありますけれども、県はこの総合計画を仕上げていく手順について県民との意見交換会を県内4カ所で開いております。武雄市は南部地域の開催ということで、6月6日夜7時、武雄市文化会館で実施をされております。さらに第2弾として、素案（たたき台）について、7月から8月にかけて、別途県内4カ所で開催すると示しております。この意見交換会には副知事、各本部長、部長、教育長が出席しております。さらに広く県民の意見を聞く機会として、5月23日から通常のパブリックコメントとして公表し、既に意見募集を開始しております。佐賀県総合計画2007の策定の進め方については6月県議会までに県民との意見交換、議員との意見交換、それらを骨子に反映し、6月議会ごろ公表予定、そして6月議会で議論をする。6月議案後、さらに素案（たたき台）について県民との意見交換をし、議員との意見交換を重ね、市、町や各団体との意見交換、これらを経て素案に反映し、9月議会ごろ公表予定、そうあります。9月議会での議論を経て、そういう手順を経て総合計画を10月ごろ策定する。そう説明がしてあります。

県の手順を詳しく紹介しましたがけれども、それは武雄市の策定までの経過と比べて、余りにも違いが際立っているからであります。1つには、市の審議会にはそれぞれの団体の代表を加えて、公募委員4名が参加されておりますけれども、広く市民の意見を聞く、そういうことでは機会がなかったのではないかと、その点であります。

2つ目には、議会との関係であります。

よく執行部と議会は車の両輪に例えられております。総合計画は10年後の武雄市の姿を明確にして、真っ直ぐ走っていけるかどうか。議案として提出した執行部は8回の審議会を通して、各方面からの意見を聞く機会を持って進められてきました。議会は議案の審議はわずか1日でありました。各分野の基本方向を決めてしまうと、議会の責任はある意味では執行部よりも重いのではないかと、そう考えられるものであります。私は、議会は議会としての責任と立場がありますし、市民の負託にこたえていくためにも、各常任委員会ごとに審議する場もありましたし、あるいは特別委員会が設置されたわけですから、各分野ごとの課題と施策の基本方向については時間をかけて、しっかりと審議を続けていくべきではないかと考えるものであります。

次に、総合計画の中身についてであります。

第1には、九州新幹線長崎ルート of 整備については反対であります。平成16年12月16日に交わされた整備新幹線の取り扱いについて、この政府・与党の申し合わせ、ここには公共事業のあり方について、効率化や重点化等の観点から見直しが進められている中、期待感のみを膨らませることは慎むべきである。これが政府・与党合意の中身であります。その上で、並行在来線の経営分離について沿線地方公共団体の同意取りつけ等の基本条件が整えられることを着工の条件としております。これを踏まえて、地元同意がなければ、くい一本打たせない。これは国土交通省の歴代大臣の国会での答弁でありますし、古川知事の考えでもあります。10億円の予算をつけたものの、なかなか進まないところから、この政府・与党合意の見直しを求める動きがありますけれども、県民世論は新幹線長崎ルート of 建設には反対が多数であります。1分短縮するのに100億円、これは無駄な公共事業ではないか、そういう批判的な意見が多いわけでありまして。そういう状況の中で、総合計画では西九州の中心都市として広域的な機能を果たさなければならないという位置づけ、その条件の1つに新幹線長崎ルートを位置づけております。

さらに都市基盤の整備の中に、県西部地区の中心都市として発展させる上でも九州新幹線長崎ルート of 整備促進を位置づけております。西九州あるいは県西部地区の中心都市を目指すならば、当然それにもふさわしく財政出動が伴ってくることは明らかであります。新産業等の企業誘致、これを積極的に進めるとあります。10年間に22件を目標にしております。そのための新工業団地の立地基盤の整備を進めていく。開発に伴う財政、企業への優遇施策、市の財政負担を考えるならば、これも慎重に行うべきだと考えるものであります。

国による地方交付税の削減と制度改悪により地方財政が厳しくなっている中で、さらにまた住民負担もかつてなく厳しく増税に次ぐ増税で、暮らしそのものが厳しくなってきております。これをしっかり支えていく、これこそ最も身近な行政の中心的な仕事ではないかと指摘するものであります。

次に、教育の問題です。

特別委員会では、熱い論議が交わされたことはさきの委員長報告にもありました。委員会で教育問題で意見の集約がなされ、ここに附帯意見が出されているわけでありましてけれども、委員長報告ではこれを受けて、執行部、教育委員会が真摯にこれを受けとめて修正されることを期待するものでありますけれども、執行部の回答はまだ得ておりません。

いずれにしても、子供たちの学力の到達度を数値化する場合、数値化そのものに無理があるのではないかと指摘するものであります。授業がわかる子供たちを10年後は現在の42%を60%へ、これは小学校の子供たちです。中学校の17%しかわからないという子供たちを50%に引き上げるという数値目標です。わかる子、わからない子、こういう選別が教育になじまないことは言うまでもありません。すべての子供たちがわかるような授業、あるいは授業が楽しい、そういう学校運営をこそ、教育の目標、あるいは教育の理念、この具体化であ

るべきだと、そう考えるものであります。改めて修正を強く求めるものであります。

以上のことを指摘いたしまして、第13号議案 武雄市総合計画基本構想について反対の意見といたします。

以上であります。

議長（杉原豊喜君）

17番小池議員

17番（小池一哉君）〔登壇〕

第13号議案 武雄市総合計画基本構想について、賛成の立場で討論をさせていただきます。簡単に行きます。

総合計画とは、市町村におけるまちづくりの基本理念や目指していくべき姿を将来、都市像及び社会の状態としてあらわす将来ビジョンを定め、それを達成するための手段、手法を体系的に取りまとめる手順書となるものであると理解をしております。基本構想の基本理念ではすべての政策にユニバーサルデザインの考えが貫いてあり、また旧市町の地域特性を生かし、地域格差が生じないように、均衡ある発展に取り組む姿勢も示されております。まちづくりの方向、施策の基本方針については合併後、最初の総合計画であり、合併時に策定された新市建設計画をベースとして作成されており、総合的發展を目指した計画書であります。こういった観点から本議案に賛成するものであります。議員諸君の御賛同よろしく申し上げます。

終わります。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございますので、起立による採決を行います。

第13号議案は武雄市総合計画基本構想審査特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第14号議案 東川登小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第14号議案 東川登小学校校舎・給食室改築工事請負契約の締結について、本事件につきましては慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

審議の内容を申しますと、業者募集要項について武雄土木事務所管内及び鹿島土木事務所管内に本店を有するものとなっているが、なぜ武雄土木事務所管内だけでできなかったのか。また、なぜ募集要項に下請業者は武雄市内業者を使用するようという記入できないのかなどの質問が出されました。執行部の答弁といたしましては、1件の事業が2億円超は共同企業体を設立することができる規定があり、本工事が3億円を超えますので、共同企業体、要するにジョイントベンチャーを採用したということでございます。このジョイントベンチャーの場合は、5人以上という規定があり、JVは2者を1人と換算するので、武雄土木事務所管内では業者さんが足りないということでこういう状態になったそうでございます。

また、下請業者の件につきましては、業者との契約約款の中で市内に本店を有する者の中から選定しなくてはならないと記載しており、現場説明等の際、伝えてあるという状況の説明がございました。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第14号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第14号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、補足説明申し上げます。

人権擁護委員の瀧川信行氏の任期が9月末日をもって満了することから、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく考えております。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、瀧川氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

諮問第1号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、諮問第1号は所管の常任委員会付託を省略いたします。諮問第1号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については何ら異議なき旨を市長に答申したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、諮問第1号、すなわち瀧川信行氏の人権擁護委員候補者の推薦については何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第11．諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長
樋渡市長〔登壇〕

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、補足説明申し上げます。

人権擁護委員の篠田いつ子氏の任期が9月末日をもって満了することから、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく考へております。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、篠田氏の経歴につきましても、添付いたしております略歴のとおりであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（杉原豊喜君）

諮問第2号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、諮問第2号は所管の常任委員会付託を省略いたします。諮問第2号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号、すなわち篠田いつ子氏の人権擁護委員候補者の推薦については何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第12．閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から議長あて、それぞれ閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成19年6月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時49分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 牟 田 勝 浩

〃 議 員 浦 泰 孝

〃 議 員 大河内 智

〃 議 員 上 野 淑 子

会 議 録 調 製 者 緒 方 正 義